

甲府法人会たより



めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和6年1月

第161号

題字 関 会長

法人会
消費税期限内納付
推進運動

令和5年分の所得税等の確定申告書の提出は、
令和6年3月15日(金)までです。

主な内容

新年のご挨拶
令和6年の県内経済の展望
納税表彰
全国青年の集い
租税教育活動
税制改正要望活動
税に関する絵はがきコンクール
小学生の税に関する習字展
法律相談
税務相談



公益社団法人甲府法学会会長
一般社団法人山梨県法学会連合会会長

関 光良

あけましておめでとうございます。
皆様方には、新年を健やかにお迎えになられたこととお喜び申し上げます。

昨年を振り返りますと、10月1日から始まった、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）や、本年1月から宥恕措置が解除される「電子帳簿保存法」への対応支援、また、税の分野のDX化の一部として取り組みが進められている「電子申告・電子納税」の導入支援など、新たな税務行政への対応を進めた1年でした。

まさに令和5年は「税」にまつわる改正や検討がなされ、増税や減税に関する議論など様々な話題が続いた年であり、「昨年の漢字」の第1位に「税」が選ばれる1年であったと感じています。

本年、令和6年も法人会は「税のオピニオンリーダー」として、公平で健全な税制の実現のため、会員企業の声を立法府等に提言するとともに、税に関する知識の周知・啓発や、租税教育活動を大きな柱として活動を展開してまいります。

また、地域に立脚した公益法人としての役割もしっかりと認識していきたいと思います。

社会貢献活動や、地域単位、業種・業界単

位での交流や、異業種交流による情報交換を図りながら、会員相互の親睦・交流を実施し、魅力ある法人会を目指していきたいと考えております。

ところで、令和7年11月には「法人会全国青年の集い」を山梨県で開催することが決定しました。全国から約2000人の若手経営者が山梨県に集います。

青年部会が推進する「財政健全化のための健康経営プロジェクト」のさらなる強化や、「租税教育活動」の情報交換を行うとともに、山梨県の魅力を全国に発信する絶好の機会ととらえて、県内の青年部会の皆様を中心に準備に取り組みます。

多くの会員の皆さまの積極的な参画と、税務当局、県をはじめとした自治体、関係団体のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、皆様方の法人会事業への絶大なご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

（株式会社山梨中央銀行 代表取締役会長）



山梨県知事

長崎 幸太郎

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人甲府法学会会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のうちに令和6年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から関会長をはじめ会員の皆様におかれましては、適正な申告納税推進へのご協力をはじめ、県政の推進に深いご理解とご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年は、ウクライナ情勢の悪化に伴う原油価格の上昇や、円安による物価高騰の長期化が、県民生活にも大きな影響を与えました。

また、ウイズコロナ社会への転換と日常への回復が一気に進んだ歴史的な転機の年でもありました。

本県では、現在、生活や社会基盤を将来にわたって持続あるものとする「ふるさと強靱化」を土台として、山梨県内外に向けて豊かさへの扉が開かれ、豊かさと呼び込む「開の国」という二層一体の上にある「豊かさ共創社会」の実現に向けて取り組みを進めているところです。

こうした取り組みを着実に進めるためには、財源となる税収の確保が不可欠であり、そのためには、県民の皆様の税に対する理解を深めるとともに、納税しやすい

環境を整備することが必要であります。

このため、本県では、県税の分野においてもDXを強力に推進していくこととし、納税者の利便性の向上並びに金融機関における事務負担の軽減など、社会全体のコスト縮減につながるeLTAXの積極的な利用を呼び掛けているところです。

しかしながら、eLTAXの利用により複数の自治体へ一括して納税が可能となる個人住民税の特別徴収においては、未だ電子納税の利用率が低迷している状況にあります。

そこで本県では、県内金融機関・税務署・市町村・山梨県法学会連合会の皆様との連携による「納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト」の一環として、税務署・県・市町村の職員が直接事業所を訪問し、eTax並びにeLTAXの利用開始手続を支援するなど、個人住民税の特別徴収における電子納税の推進に向けて、きめ細かな支援にも取り組んでいるところです。

結びに、公益社団法人甲府法学会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます、新年の挨拶といたします。



甲府税務署長

穴澤 靖

あけましておめでとうございます。
公益社団法人甲府法人会の会員の皆様におかれましては、令和六年の新春をお健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年中は、関会長をはじめ公益社団法人甲府法人会の皆様には、税務行政の円滑な運営につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、多年にわたる申告納税制度の発展に向けた活動などのご功績により、高野孫左衛門元会長が財務大臣表彰を受彰されますとともに、キャッシュレス納付を推進されたことにより、一般社団法人山梨県法人会連合会が長官感謝状を受彰されました。

誠にありがとうございます。

さて、貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体の理念の下、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るための多様な啓発活動に取り組まれるとともに、地域に密着した社会貢献活動を通じて地域社会の健全な発展に貢献されています。昨年を振り返りますと、親子で学ぶ税金教室消費税インボイス制度・電子帳簿保存法などの各種研修会を開催するといった税に関する啓発活動を展開され、また、昨年同様「税に関する絵はがきコンクール」「税に関する習字展」及び「税の標語」の表彰式を甲府間税会との合同で実施されました。さらに、会員の皆様から寄せられたタオル、せつけん、ティッシュ等を山梨県及び山梨

県社会福祉協議会に寄贈されるなど、地域社会貢献活動も展開しておられます。

社会の状況に柔軟に対応し、貴会の理念に則った活動をしなやかに展開される熱意に、心から敬意を表しますとともに、心強く感じております。

間もなく令和5年分の確定申告の時期を迎えますが、確定申告については、昨年に引き続き、確定申告会場へ入場できる時間が指定された入場整理券の配付などにより、会場の混雑緩和に努めるとともに、自宅等からのe-Tax申告の推進、特にマイナンバーカードを利用したスマートフォンによるe-Taxを利用した申告の推進に取り組んでまいります。

また、昨年10月に消費税のインボイス制度が始まりましたが、今後は、登録するかどうかを検討している事業者の方へ寄り添った対応を継続していくほか、制度開始を機に課税事業者となった方が適正に消費税申告を行っていたかどうかができるよう取り組んでいくこととしています。まずは、制度の円滑な定着に向けて、事業者の立場に立つて丁寧かつ柔軟に対応してまいります。

公益社団法人甲府法人会の会員の皆様におかれましては、引き続き、御協力をお願いいたします。

結びに当たりまして、新しい年が貴会にとりまして益々の飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



東京地方税理士会
甲府支部長

中澤 謙一郎

新年あけましておめでとうございます。
公益社団法人甲府法人会の皆様には、令和6年の新春を健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、関会長をはじめ役員及び会員の皆様には、税理士会の活動に対しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年5月にコロナが2類から5類に引き下げられたことにより、私も税理士会活動も以前に戻りつつあります。会員例会や各関連団体との協議会、意見交換会なども例年通り開催されるようになりました。

あの恐怖におののきながら過ごした日々は、一体何だったんだろう……と疑問に思うところもあります。また、その間にネット会議やWEB研修などの便利さも経験しました。

しかし、やはり人間同士は対面でお話しすることが如何に大切であるかを痛感した3年余でありました。

さて、昨年のもう一つのトピックといえば、やはり10月からのインボイス制度の導入であったと思います。適格請求書発行事業者番号の取得に始まり、請求書等への記載事項や様式の変更など、細かい部分での戸惑いも多かったところです。今後は、決算期における対応が求められます。特例も多く、期

らの変更にもなればより慎重な対応が求められそうです。割戻し計算、積上げ計算、免税事業者からの課税仕入の処理は大丈夫ですか？

当初は軽微な記載ミス等もあるかもしれませんが、やはり税額計算に誤りが生じないよう細心の注意を払わなければなりません。

また、相続税法の改正も施行されています。「相続時精算課税に係る基礎控除の創設」など経営者の皆様の相続対策にも影響を及ぼすところと思われます。その先、令和7年4月からは高齢者雇用安定法により65歳までの雇用確保(継続希望者)が全ての企業に義務付けられることになるようです。就業規則などの見直しも必要になります。

いろいろと悩み多き一年となりそうですが、こうゆう時こそ、各団体の皆様との情報共有や意見交換による連携がより有意義なものになると思われまます。

これからも甲府法人会の皆様と、それぞれの立場を尊重し、良きパートナーとして連携して協働していければ幸いに存じます。今年もどうぞよろしく願います。

賀



正

顧問

芦澤 敏久
高野孫左エ門
中澤謙一郎
(株)吉字屋本店
東京地方税理士会甲府支部

会長



関 光良
(株)山梨中央銀行

副会長



佐々木宏明
山梨トヨタ自動車(株)



上原 勇七
(株)印傳屋上原勇七



小林 成光
(株)小林製作所



小野 光一
金精軒製菓(株)



近藤 誠
(株)近藤宝飾

常任理事

奥水 順彦 (株)清里給油所
内田 博 (株)内田印刷所
篠原 義明 (株)原質貿易(株)
坂本 政彦 (株)坂本建運
井上 善展 (株)イノウエ
齊藤 基樹 (株)山梨文化会館
奈良田伸司 (株)山梨文化会館
鈴木 淳郎 (株)テレビ山梨
依田 訓彦 (株)少國民社
鶴田哲嗣郎 (株)鶴田電気(株)
岩下 浩 甲府信用金庫

理事

荻野 寛二 (株)オギノ
太田 丈三 太田工業(株)
小林 重夫 (株)小林商会
山寺英一郎 (株)井筒屋醤油(株)
秋山 勉 (株)ホテル舟山
笠井 健夫 (株)峽南堂印刷所
湯沢 基 湯沢工業(株)
井上 重良 (株)協同母工業団地工業会
長谷川正二郎 (株)長谷川醸造(株)
小澤 博音 (株)川音運輸
宮川 武 (株)甲斐延
小澤 一正 アジア燃料(株)
清水 新司 清水工業(株)
小松 茂仁 (株)小笠園
早野 正泰 (株)早野組
寺井 英仁 (株)寺井木材(株)
相原 紀幸 (株)相原商事
井口 和則 (株)井口工業(株)
笹本 健次 (株)常磐ホテル
依田 道徳 (株)依田商店
相川 幹夫 (株)龍王産業(株)
阿部 格治 (株)さのやタクシー
矢部 兵衛 (株)シンゲン

相談役

竹井 清八 山梨北開発興業(株)
望月健二郎 大栄設備(株)
伊藤 重忠 (株)伊藤物産
水上源太郎 (株)大統
石原 行彦 (株)甲斐興運
金丸 康信 (株)テレビ山梨
丸茂 紀彦 (株)マルモ
中村己喜雄 (株)中村建設
田中 雅承 (株)カルク
三枝 正彦 (株)ダイアート三枝
中込 功 ナカゴミ(株)
大木 勝志 (株)オオキ
氏原 勲 (株)八光
古守 康直 (株)同コモリ
櫻本 進 (株)櫻本鉄工
高野 三雄 (株)窪田商会
窪田 広宣 新津建設(株)
新津 正彦 (株)長坂百貨店
長坂 茂 (株)甲府ワインポート
久保寺孝男 (株)敷島金属工業(株)
岸本 良三 穴水(株)
西川 一也 (株)サンキョー
望月 英雄 (株)湊興
飯島 忠 協和産業(株)
清水 修一 熊野屋物産(株)
深澤由美子 疾測量(株)
石井 猛雄 秋山紙販売(株)
秋山 稔 (株)コージン
丸山 正和

専務理事

酒井 信 公益社団法人甲府法人会

事務局職員一同

監事

鈴木 浩文 鈴木製菓(株)
中村 国男 (株)中村建設
丸茂 正樹 (株)マルモ
望月慎太郎 大栄設備(株)
山村 一 (株)バロン宝飾
笹本 清美 白根運送(株)
浅川 重直 (株)浅川建工
栗山 直樹 (株)栗山商店
高村 隆義 (株)ユニオックス
雨宮 俊彦 (株)マンゲン
金井 一憲 宏和建設(株)
荻原 眞次 (株)荻原組
浅川 俊之 (株)浅川興業
望月 英昭 山梨県機械金属工業団地協
原田 邦夫 山梨交通(株)
宿沢 一六 (株)ネオシステム
加藤 吉一 (株)コンピュータマインド
田中 茂樹 (株)ボライト田中会計
伴野 公亮 (株)古名屋
飯沼 良二 (株)ジュエリーイヌマ
清水 栄一 (株)フオネット
雨宮 恵美 (株)雨宮オートボディサービス
萩原 真 (株)萩原石油
田中 雅貴 (株)カルク
野田 清紀 (株)清月
竹井 幹 山梨北開発興業(株)
名取 政義 (株)丸政
北原 正倫 山梨住宅工業(株)
諸平あゆみ マコト医科精機(株)
有野 義人 中部食品(株)
大木賢太郎 (株)オオキ
飯島 明美 (株)入兆

2024年の

県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社
経済調査部部長 小柳哲史

昨年2023年は、陰陽五行において「諸問題が一区切りとなり、新たな時代がはじまる」、「基本に立ち返り、改めて一步を踏み出す」というような意味がある「癸卯（みづのと・う）」に当たる年でした。実際、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い人流が回復し、各地で中止されていたイベント等の「〇〇年ぶり」の再開がニュースで取り上げられるなど、明るい話題に包まれました。経済状況をみても、サービス関連消費を中心に個人消費で改善が進んだほか、国内観光客がコロナ禍前の水準を回復し、また、渡航制限の解除により外国人観光客で賑わいがみられるなど、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界的な金融引き締めや中国経済の減速懸念に加え、ウクライナ戦争の長期化や中東情勢の緊迫化など、先行きの不透明感も漂う一年となりました。

今年の景気を展望しますと、国内景気は、対面型サービス消費を中心に個人消費が回復基調で推移するほか、供給制約の解消に伴う生産の増加や企業の底堅い設備投資意欲が下支えとなり、緩やかな回復が続くとみられます。ただし、世界経済の減速による輸出の低迷や物価上昇に伴う消費マインドの低下、人手不足による供給制約などが景気を下振れさせる要因となるため、注意が必要です。

県内景気も、基本的には国内と同様の動きを辿ると考えられます。生産面で機械工業が増産に転じるなかで、設備投資も持ち直しに向かうほか、所得環境の改善などを通して個人消費も回復基調で推移していくことから、全体としては緩やかな持ち直ししの動きが続くとみられます。

項目別にみますと、個人消費は、社会経済活動の正常化が着実に進むなかで、外出・消費に対する前向き

の動きが強まっていくと考えられます。政府による物価対策や自治体などの需要喚起策も下支えとなり、消費マインドの更なる改善が期待されます。ただし、所得環境の状況如何によっては、大きく下振れする可能性があるため、年前半の賃上げ状況を注視する必要があります。

設備投資は、機械工業で生産能力増強投資が、また、非製造業で省力化・合理化投資が増加していくとみられます。なお、山梨中央銀行が実施した「県内企業経営動向調査」の2023年度下期（23年10月～24年3月）の設備投資計画においても、製造業・非製造業ともに、実施予定率の上昇および投資額の増加を見込むなど、前向きな姿勢が窺われています。

生産面について、機械工業は、長期化していた在庫調整の終息に伴い、春先以降は、半導体製造装置を中心に増勢に向かうとみられます。また、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業については、コロナ禍の影響が緩和するなかで堅調に推移すると考えられます。

なお、観光関連をみると、インバウンド需要の回復が見込まれ、コロナ禍前を超える賑わいを取り戻すことが期待されます。

さて、陰陽五行によると、2024

年は、「甲辰（きのえ・たつ）」にあたります。「甲」には、「草木が殻を破って頭を少し出している状態」という意味があります。また、「辰」には、「理想に向かって辛抱強く妨害と戦いながら歩を進めていく」という意味があります。このため、「甲辰」は、「古いがらみを破る」、「新たな歩を進めていく」というような意味になるのでしょうか。

2023年は、社会経済活動が正常化するなか、生成AIの登場やDX（デジタルトランスフォーメーション）によるデジタル技術の浸透などアフターコロナの新しい時代を感じさせる年でした。甲辰の2024年は、この新しい時代をさらに飛躍させるためにも「龍の雲を得るが如く」古い体制から脱却し、革新的な歩みを進めるなか「驪龍之珠」（りりゅうのたま）を得る年にしたいものです。

※龍の雲を得るが如く：龍が雲を得て天に昇るように、英雄豪傑などが機を得て活躍するさま
※驪龍之珠：危険を冒さなくては手に入れることのできない貴重なもの

令和五年度 納税表彰

税務協力団体などの活動を通じ、納税意識の高揚などに貢献された方々を表彰する「納税表彰式」が行われ、当会の関係者からも多くの方々が受彰されました。誠におめでとうございます。

● 甲府税務署長表彰

荻野 寛 二氏（理事）
株式会社オギノ

秋 山 勉 氏（理事）
株式会社ホテル舟山

飯 島 忠 氏（相談役）
株式会社湊興

● 甲府税務署長感謝状

大 木 賢太郎 氏（理事・青年部会長）
株式会社オオキ

秋 山 加代子 氏（女性部会副部長）
株式会社ホテル舟山

新 海 ひろみ 氏（女性部会副部長）
株式会社新海不動産



甲府税務署長感謝状 受彰者



甲府税務署長表彰 受彰者



部会長サミット



会員交流分科会

11月9日・10日、「法人会全国青年の集い」が山形県において開催され、甲府法人会青年部会から6名が参加しました。

1日目は、全国各地の青年部会による「租税教育活動プレゼンテーション」並びに「健康経営大賞」の発表を聞き、今後の青年部会活動が発展して行くためのヒントを得ました。

2日目は、部会長サミット・会員交流分科会の後、ヤマガタデザイン株式会社代表取締役の山中大介氏による「自らがリスクを取って挑戦する。だからこそ価値がある。」と題した講演が行われました。

来年度の「全国青年の集い」は福井県で開催される予定です。

さらに令和7年度の「全国青年の集い」の山梨県での開催決定をうけ、9月25日に「全国青年の集い山梨大会実行委員会」を発足しました。大木賢太郎大会会長、中沢雄一大会実行委員長をはじめ、各単位青年部会役員約30名を中心に、大会成功に向けて事前準備や、大会スローガン等を今後協議してまいります。



法人会全国青年の集い（山形大会）



鮫田副会長による税金教室

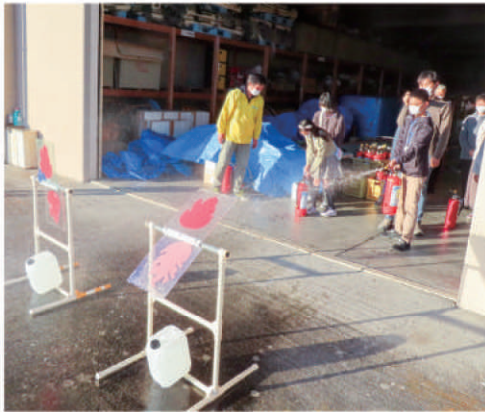
青年部会では、12月3日に中央市の「山梨県立防災安全センター」において「親子で学ぶ税金教室」を実施し、小学5・6年生の親子13組が参加しました。

今回の「親子で学ぶ税金教室」は10月の同企画が大変好評で、定員を大きく上回ったため、追加で開催しました。

当日は、青年部会員が小学校を訪問して実施している「税金教室」を最初に行いました。社会における税の役割やその使いみちについて楽しく学ぶこ

税金教室

青年部会主催「親子で学ぶ税金教室」 税金教室と公共施設の見学・体験



消火体験

とができました。

その後、「公共施設の見学及び体験」を行い、同センター内において、震度7の地震体験や煙が充満した部屋での避難行動体験、水消火器を使用しての消火体験を行いました。さらに同センターの防災指導員による「地震と風水害」についての講話を聞くなど、実際に災害にあったときに非常に役に立つ知識と防災力を高める貴重な体験ができました。

国民が納めている税金が、どんな事に使われているのかを分かりやすく紹



震度7の地震を体験するけんた



一億円の模擬紙幣を持つ参加者

介することができ、参加した児童と保護者にとって有意義な機会になったと思います。

また当日は、法人会キャラクターの「けんた」も教室と体験に参加し、イベントを盛り上げました。

ゲストスピーカーとしてメディアの海外支局で勤務され、現在山梨学院大学非常勤講師の藤原宏美氏をお招きして「何を大切に生きているのか」と題した講演が行われました。

セミナーでは山梨中銀経営コンサルティングの西川美紀氏が講師を務められ、職場内コミュニケーションやコーチングスキル向上研修を行い10名が参加されました。

次年度の同セミナーについても多数のご参加をいただけるよう内容をさらに充実させていく方針です。

山梨県連・甲府法人会共催の「スキルアップセミナー」は12月5日に女性管理職（プレ管理職含む）を対象として、県内各地の法人会会員企業の社員が参加されました。



スキルアップセミナー 女性管理職 （プレ管理職含む）研修

●●● 税制改正要望活動

山梨県選出国會議員、山梨県及び 管内自治体に税制改正提言書を提出

公益財団法人全国法人会総連合の理事会において決議された「令和6年度税制改正に関する提言」の実現に向けて、10月31日に山梨県法人会連合会の小林成光税制委員長（甲府法人会・税制委員長）と山梨県連税制委員が、山梨県関係の国会議員の各事務所（東京の議員会館）を訪問し、税制改正に関する提言を行いました。

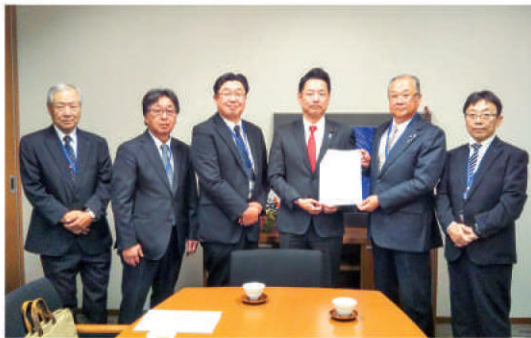
また11月に、小林成光税制委員長と久武慎一税制副委員長が、山梨県、甲府市、韮崎市、北杜市、甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町の各首長及び議長に対して提言を行いました。



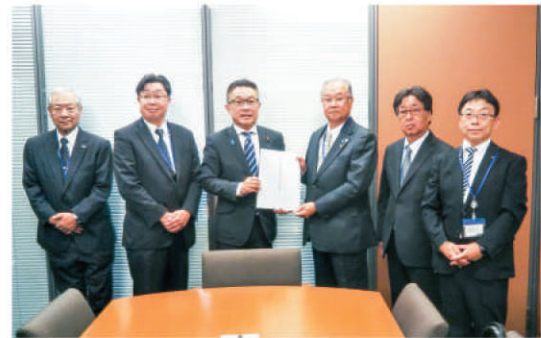
衆議院議員 堀内 詔子 事務所
堀内 詔子 衆議院議員（左から2人目）



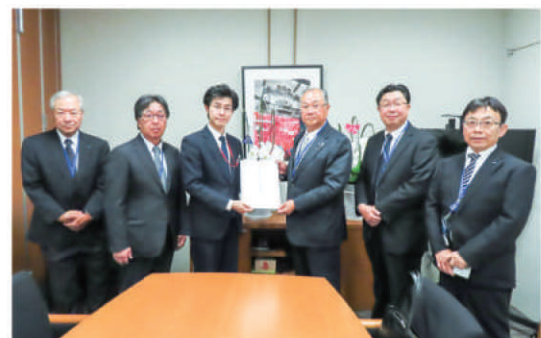
衆議院議員 中谷 真一 事務所
中谷 真一 衆議院議員（左から3人目）



参議院議員 永井 学 事務所
永井 学 参議院議員（右から3人目）

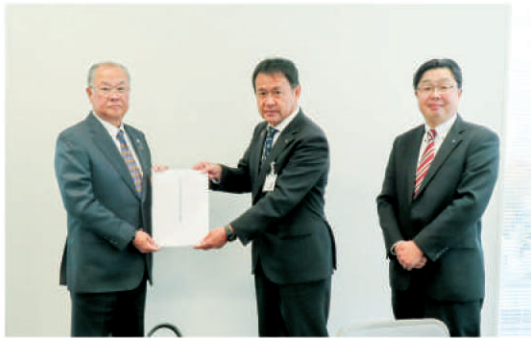


衆議院議員 中島 克仁 事務所
中島 克仁 衆議院議員（左から3人目）



参議院議員 森屋 宏 事務所
漆原 大介 秘書（左から3人目）

山梨県と管内自治体への要望活動



甲 府 市

田村 邦彦 税務統括監（中央）



山 梨 県

関口 龍海 総務部長（右から2人目）



南アルプス市

金丸 一元 市長（右）



韮 崎 市

内藤 久夫 市長（中央）



北 杜 市

上村 英司 市長（中央）



甲 斐 市

瀬戸 隆之 副市長（中央）



昭 和 町

塩澤 浩 町長（中央）



中 央 市

赤岡 重人 副市長（中央）

第13回 税に関する絵はがきコンクール

主催：公益財団法人全国法人会総連合・一般社団法人山梨県法人会連合会・公益社団法人甲府法人会
後援：国税庁・山梨県租税教育推進協議会

租税教育活動の一環として、児童に税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくことを目的に実施しました。甲府税務署管内からは小学校37校から240点の応募があり、11月11日、イオンモール甲府昭和において、優秀賞を受賞した児童を招いて表彰式を行いました。上位作品をご紹介します。（学校・学年・氏名50音順、敬称略）



絵はがきコンクールの受賞者



賞 甲府法人会長賞
山梨学院小学校
6年 志村 莉奈



山梨学院小学校
5年 飯干 愛望



優秀賞
山梨学院小学校
6年 小田切 姫悠



賞 甲府法人会女性部会長賞
山梨学院小学校
6年 小林 千鶴



山梨学院小学校
6年 志村 隼麻



山梨学院小学校
5年 高野 伶紗



山梨学院小学校
5年 風間 絢翔



賞 甲府税務署長賞
駿台甲府小学校
6年 小澤 理彩

小学生の税に関する習字展 表彰式

11月11日、イモンモール甲府昭和において、「小学生の税に関する習字展」の優秀賞を受賞した児童を招いての表彰式を行いました。

ご家族や大勢の一般の来場者が見守る中、甲府市長 樋口雄一様、韮崎市長 内藤久夫様をはじめとする多くのご来賓の方々からも賞状を贈呈していただきました。受賞した児童の皆様、誠にありがとうございます。

(作品は11～12ページに掲載)



挨拶する関会長



会場風景



甲府市長賞の受賞者



韮崎市長賞の受賞者



甲府市教育長賞の受賞者



韮崎市教育長賞の受賞者



甲府法人会長賞の受賞者



甲府税務署長賞の受賞者



東京地方税理士会甲府支部長賞の受賞者



甲府税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞の受賞者



山梨日日新聞社賞・山梨放送賞・テレビ山梨賞の受賞者

令和5年度

小学生の税に関する習字展

主催 公益社団法人甲府法人会

租税教育の一環として、次代を担う児童に、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成することを目的に実施し、甲府市及び韮崎市市内の小学校30校から合計1,377点の作品応募がありました。

選考の結果、優秀作品に選ばれた作品をご紹介します。

(敬称略)



●小学5・6年生の部
甲府市立相川小5年
三嶋 小琴



●小学3・4年生の部
甲府市立中道北小4年
望月 花夏



●小学1・2年生の部
甲府市立山城小2年
吉田 莉歩



●小学5・6年生の部
甲府市立相川小6年
西澤 綾人



●小学3・4年生の部
甲府市立中道北小4年
樽林 龍希



●小学1・2年生の部
甲府市立相川小2年
丸山 凜夏



●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小6年
渡辺 万菜



●小学3・4年生の部
甲府市立中道北小3年
望月 ひいろ



●小学1・2年生の部
甲府市立大岡小2年
深澤 結衣



●小学5・6年生の部
甲府市立相川小6年
上村 楽羽



●小学3・4年生の部
甲府市立相川小4年
守屋 千羽奈



●小学1・2年生の部
甲府市立相川小2年
山本 梓実



●小学5・6年生の部
甲府市立相川小6年
堀野 風紗



●小学3・4年生の部
甲府市立玉諸小3年
安達 来希



●小学1・2年生の部
甲府市立相川小2年
中嶋 智愛莉



役税割の

●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小5年
堀内 香穂

な大税切

●小学3・4年生の部
山梨学院小4年
田中 琳子

ぜのいう

●小学1・2年生の部
甲府市立東小2年
古屋 知実

優秀賞
甲府税務署長賞

役税割の

●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小6年
羽田 百佳

な大税切

●小学3・4年生の部
蕪崎市立甘利小4年
中山 心寧

ぜのいう

●小学1・2年生の部
山梨大学教育学部附属小2年
伊藤 花夏

優秀賞
東京地方税理士会
甲府支部長賞

役税割の

●小学5・6年生の部
甲府市立相川小5年
望月 陽葵

な大税切

●小学3・4年生の部
甲府市立里短小4年
武井 歩莉

ぜのいう

●小学1・2年生の部
蕪崎市立蕪崎北東小2年
細田 大雅

優秀賞
甲府税務署
管内納税貯蓄組合
連合会長賞

役税割の

●小学5・6年生の部
山梨大学教育学部附属小6年
豊田 孝太郎

な大税切

●小学3・4年生の部
甲府市立玉諸小3年
秋山 心柚

ぜのいう

●小学1・2年生の部
山梨学院小2年
鈴木 萌生

優秀賞
山梨日日新聞社賞

役税割の

●小学5・6年生の部
甲府市立伊勢小5年
奈良 朔来

な大税切

●小学3・4年生の部
山梨大学教育学部附属小4年
加賀美 優月

ぜのいう

●小学1・2年生の部
甲府市立山城小2年
貝磯 優月

優秀賞
山梨放送賞

役税割の

●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小6年
佐藤 希胡

な大税切

●小学3・4年生の部
甲府市立新紺屋小4年
津金 沙奈

ぜのいう

●小学1・2年生の部
山梨大学教育学部附属小2年
若尾 潤

優秀賞
テレビ山梨賞

法律相談

共有物の分割における

全面的価格賠償



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q

甲は、本件土地を購入し、その土地の上に建物を建築し、住居及び甲の事業の店舗と工場として使用してきた。甲が平成25年1月15日死亡したことからその相続人である長男A、長女B、次男C、三男Dらによつて遺産分割協議を行った。その際、本件土地及びその土地上の建物は他の遺産に比べ金額が極めて大きかったことと、この建物に甲の長男が甲とともに居住し甲の事業を営んでいたが、数年前からこの事業は甲の長男が実質上営んでいたことから現物で分割することが極めて困難であった。そのため、この土地・建物についてAが2分の1、B、C、Dが各6分の1の持分の共有とする遺産分割をした。

以後、この土地・建物はAが今まで同様に使用してきた。令和2年3月頃から、AはB、C、Dの共有持分を買い受けたいと申し入れをし、交渉したが金額の折り合いがつかないまま推移した。令和5年5月頃この交渉も決裂した。そこで、Bは、裁判所に共有物分割の訴えを提起した。どのようなのでしょうか。

A

1. 共有物の分割を実現する方法には、共有物を物理的に分割する方法（現物分割）、共有物を売却してその代金を分割する方法（代金分割）、共有物を共有者の1人又は一部の者に帰属させ、取得した共有者において自分の持分を超える分の価格を他の共有者に対して支払うこと

にする方法（価格賠償）がある。共有物の分割協議によつて行う場合には、どの方法を採用するかは分割当事者が自由に決めることができる。

したがって、設例の共有者の1人が他の共有者の持分を買い取ることは上記の価格賠償の分割ということができる。

しかし、協議が調わないときは、又は協議することができないときは、その分割を裁判所に請求することができる（民法258条1項）となっている。

その場合どのような分割になるのかについて、改正前の民法では「共有物の現物を分割することができないとき又は分割によつてその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は競売を命ずることができる」と規定して

2.

いた。すなわち、現物分割が原則で現物分割ができないときなどは競売による代金分割を命ずることができる、とのみ定め、価格賠償の方法を条文上は許容していない。そのため、従来、裁判による共有物の分割の方法として価額賠償は許されないと解されていた。しかし昭和62年の最高裁判決によつて、現物分割で合理的に分割できず、一部共有者の取得する現物の価格に過不足を来す事態が生じたときは、持分の価格以上の現物を取得する共有者に当該超過分の対価を支払わせ過不足の調整をしても、現物分割の一態様であると認めた。その後、平成8年10月31日の最高裁判決は共有者の1人に全て現物を帰属させ、その者に対し他の共有者に金員を支払わせるという「全面的価格賠償」を認めるに至った。

しかし、この全面的価格賠償をするには特段の事情が必要であり、特段の事情として、当該共有物の性質及び形状、現物分割した場合の価格の減少等を考慮し、全面的賠償の

3.

方が合理性があるとする事情を要する。そして、その場合でも、価格が適正でありかつ他の共有者に対して超過分を支払う共有者にその支払い能力がなければならぬ等の要件を課している。

その後、令和3年民法改正において裁判による共有物の分割の方法として「1. 共有物の現物を分割する方法、2. 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部を取得させる方法」とし、「この方法により共有物の分割ができないとき、又は分割によってその価格が著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる」と規定し、全面的価格賠償により行うことができることが明文化された。のみならず、全面的価格賠償ができる場合の特段の事情も明文化されなかった。これはこの特段の事情を明文化することによって、共有物の分割は従来通り現物分割が原則であると誤解されるのを防ぐためであると言われている。しかし価格が適正であり、かつ他の共有者に対して超過分を支払う者の支払い

4.

能力は必要とされるなど前記の判決で考慮すべきとされたことはやはり改正民法下においても考慮されると考えられる。

以上の次第であるから、Aに支払い能力があると認められれば、Aを支払者とする全面的価格賠償が認められると思われる。

5.

家庭裁判所で行う遺産分割の審判においては、以前から、家事審判規則により明文をもって全面的価格賠償の性質を有する代償分割（債務負担の方法による分割）が認められている。また、本設例の事案は共有持分の取得が相続によるものであるが、相続によらない、例えば売買などにより共有持分を取得した共有物についても、前記の規定が適用になり全面的価格賠償による共有物の分割が可能となったことを付言します。近時、設例のような事案が増大するのではないかと考えられることから、この事案を紹介した次第である。

7つの間違い探し



●上の絵と下の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？
(答えは22ページにあります。)

パズル・四字熟語

①
水力発(?)
観(?)都市
玉(?)混淆
風林(?)山

②
孤(?)無援
全(?)全靈
(?)処進退
(?)交代

●空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。
すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。
(答えは22ページにあります。)

税 務 相 談



クラウド会計ソフトを使った、インボイス制度・電子帳簿保存法対応について

東京地方税理士会甲府支部 税理士 仲田 峻

2023年10月1日からはインボイス制度が、2024年1月1日からは電子帳簿保存法における「電子取引」のデータ保存義務化が、いよいよスタートしました。

会計ソフトに関わらず、インボイス制度・改正電子帳簿保存法には該当するすべての法人が対応しなければならず、実務の現場ではまだまだ混乱が生じていることかと思われます。

そこで今回は、中小規模の会社や、起業したての会社がよく選ばれる「freee会計(*1)」「マネーフォワードクラウド会計(*2)」といった、いわゆる「クラウド会計」ソフトを使っの、制度対応イメージについてご紹介します。

■そもそもクラウド会計とは？

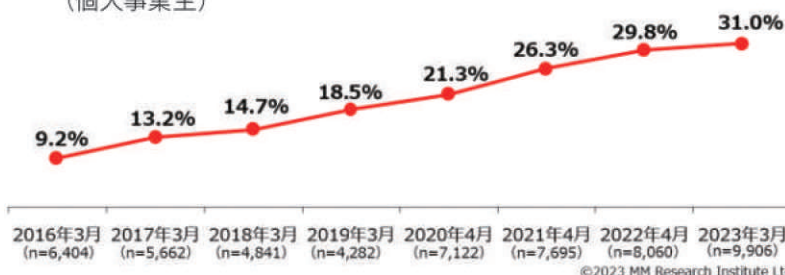
あまり聞きなじみのない言葉かもしれませんが、インターネット環境上で会計処理を行うことのできる会計サービスを「クラウド会計」と呼びます。身近なところで言うと、Gmailなどのメールサービスもクラウドで動くサービスです。

従来、会計ソフトは購入したソフトをPCにインストールして使用するのが常識でしたが、クラウド会計は、インターネット環境があれば、いつでもどこにいても、端末を問わずに会計処理・決算確認が可能です。スマートフォンやタブレット端末でも使用可能であるということです。

■ちなみにクラウド会計のシェアは？

株式会社MM総研によると、個人事業主のデータではありますが、2016年3月時点では9.2%であったのに対し、2023年3月時点では31.0%と、右肩上がりにシェアが上がっています。

図1：会計ソフトに占めるクラウド会計ソフトの利用率の推移
(個人事業主)



出典：株式会社MM総研 クラウド会計ソフトの利用状況調査 (2023年3月末)

■クラウド会計の特徴は？

①常に最新の状態にて会計ソフトを利用できる

従来までの会計ソフトは、インストールした後に手動でバージョンアップしなければなりません。その都度新たにソフトを購入する場合があります。

これに対し、クラウド会計ソフトの場合は自動で最新バージョンへアップデートしてくれます。常に最新の状態にて利用することができ、たとえ会社のパソコンを買い換えたとしても、インターネットにさえ繋がれば問題なく利用することができます。

②多様な金融・決済サービスと連携

銀行口座・クレジットカードはもちろん、AmazonなどのECサイトやPOSレジなど、多様な金融・決済サービスと連携し、自動的に明細を取得します。これにより、入出金や利用履歴が自動仕訳として、会計ソフトに反映されるため、手入力の手間を大幅に削減できます。

③法改正への対応

法改正があった場合、クラウド会計ソフトのサービス提供企業側でサービス更新します。例えばインボイス制度

なら、インボイス制度に対応するようシステムが自動更新されました。改正電子帳簿保存法も同様で、保存要件を満たすような更新が自動でなされました。

利用者側が更新を意識しなくとも、常に最新の法令に沿った入力や出力が可能です。

■freee会計を使ったインボイス対応の例

freee会計にはスマートフォンアプリがあり、アプリで写真を撮り請求書・領収書を読み取ると、AI-OCR（※3）がインボイス番号を読み取り、自動で国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトへアクセスし、登録の有無を判定してくれます。つまり、請求書・領収書に記載されたインボイス番号が、適切な番号かどうかを手動で確認する手間が省けます。

図2：AI-OCRにてインボイス番号を識別し、国税庁の公表サイトにて自動確認している様子



出典：freee会計ヘルプセンター

また、「インボイス番号」の他に、「日付」「金額」「税率」を読み取り、店名や品名などから「勘定科目」を推測して、仕訳のほとんどを記載してくれます。「インボイス番号」が適切な番号であれば、適格請求書として消費税額控除の全額控除を自動選択してくれます。あとは、摘要欄に取引内容を記載して、登録ボタンを押すだけで、仕訳登録完了です。（このとき、仕訳に添付された形でインボイスが保存され、その保存先は電子帳簿保存法に対応した保存ボックスとなっています）

■マネーフォワードクラウド会計を使った改正電子帳簿保存法「電子取引」のデータ保存対応の例

マネーフォワードクラウド会計では、Amazonなど特定のサイトで購入したものについて、領収書・請求書などの証憑を自動で取得して仕訳へ添付してくれます。ということかという、例えばAmazonと連携すると、Amazonで購入した金額で仕訳候補を自動取得してくれるのと同時に、領収書・請求書を仕訳候補へ添付してくれます。なお、添付された領収書・請求書はJIIMA認証（※4）を取得したマネーフォワードクラウド会計上に保存されます。つまり、「電子取引」のデータ保存がほぼ半自動で完了します。

図3：証憑自動取得機能の設定画面



出典：マネーフォワードクラウド会計サポートサイト

本来であれば、Amazonへアクセスして、領収書をダウンロードして、JIIMA認証のシステムへアップロードして…といった手動の工程が必要ですので、その手間が大幅に削減されることになります。

■まとめ

上述は「クラウド会計」ソフトの制度対応機能のほんの一部ですが、「便利だな」と思ってもらえたのではないのでしょうか。なお、随時利用者の要望を聞いてどんどん改善してくれますので、もっと便利になっていきます。税務に関する制度は毎年のように目まぐるしく変わるため、小規模な会社・起業したての会社が自社で制度対応することはとても大変です。そのような中、「クラウド会計」ソフトを使うと、新しい制度へ対応すべく機能が自動でアップデートしてくれますので、少ない労力で新制度対応が可能になります。

会計ソフトを「ただ記帳するだけ」と捉えず、今ある機能を有効に活用されると、今後新たに何かの制度が施行された際でも、最小限の労力で効率的に対応ができるかもしれません。

（※1）freee会計：freee株式会社が提供する、クラウド会計サービス

（※2）マネーフォワードクラウド会計：株式会社マネーフォワードが提供する、クラウド会計サービス

（※3）AI-OCR：AI（人工知能）技術を取り入れた光学文字認識機能（OCR）のことです。画像認識により文字を認識してデジタル化したものにAI技術が組み合わせることで、機械学習により文字認識率が向上します。

（※4）JIIMA認証：公益社団法人日本文書情報マネジメント協会が実施する制度で、市販の会計システムやソフトウェアが電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックし、認証するものです。

インボイス制度開始後において 特にご留意いただきたい事項

インボイスの適正性の確認

Q 売手から受領したインボイスについて、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのでしょうか？

✓ インボイスの適正性(番号が有効かどうか)については、事業者においてご確認いただく必要があります。

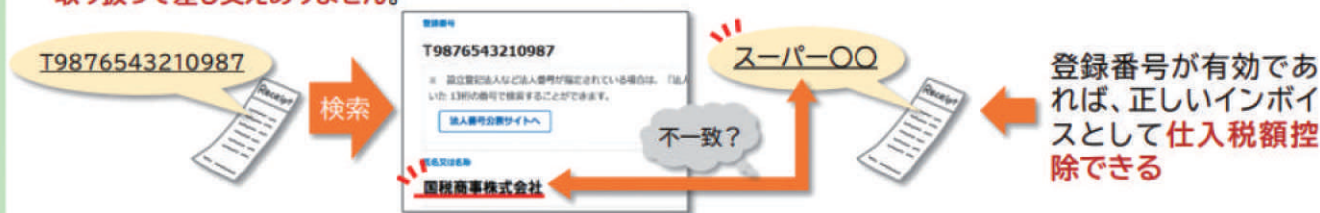
※ ただし、必ずしも取引の都度確認する必要はなく、取引先の規模・関係性・取引の継続性などを踏まえ、判断※することになります。



※ 登録は、自ら届出等しない限り有効であり、取消しも課税期間(原則1年)単位でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

Q インボイス公表サイトでの検索結果と、インボイスに記載された名称(屋号)が異なる場合はどうすればいいですか？

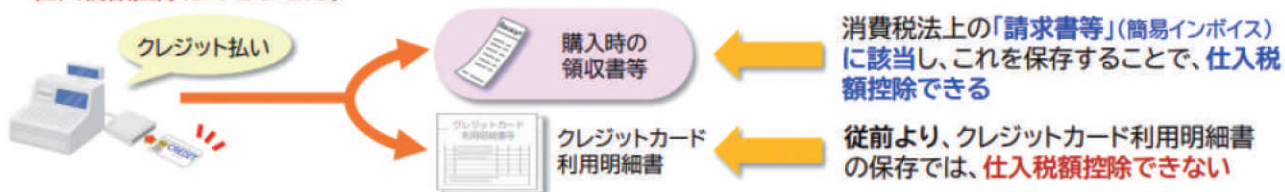
✓ 公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が、「登録番号」として取引時点において有効なものかを確認するために利用いただくものであり、その有効性が確認できれば、一義的には正しいインボイスとして取り扱って差し支えありません。



クレジットカード利用の場合

Q クレジットカードでの仕入れは、クレジットカード利用明細書の保存でよいですか？

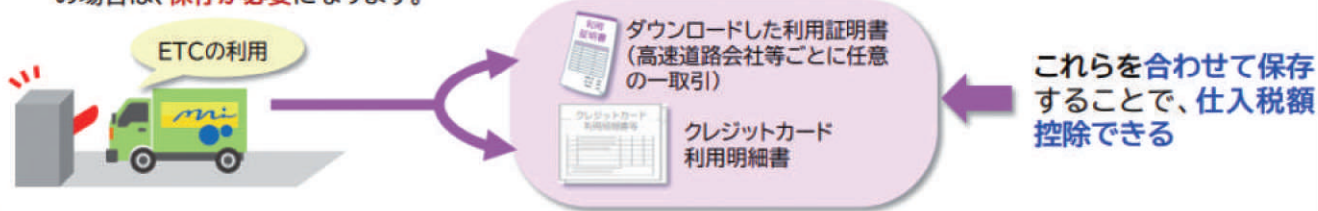
✓ クレジットカード利用明細書は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、その保存のみで仕入税額控除はできません。



※ ただし、例えば、少額特例の対象となる取引や、公共交通機関特例、出張旅費等特例など、インボイス保存不要で仕入税額控除が可能となる特例の対象となる取引については、クレジットカード利用明細書に基づいて仕入税額控除に係る処理を行ったとしても問題ありません。



※ また、ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書は、ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書(高速道路会社等ごとに任意の一取引)と合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなるので、その場合は、保存が必要になります。



～会社のための税情報～

会社まつわる『様々な情報』をお伝えします。

(協力:甲府税務署)

源泉所得税

年末調整の過納額の還付方法について

令和5年分の年末調整で発生した過納額の還付方法について、人事担当1年目のAさんが、ベテラン職員のBさんに相談しています。

経理担当A

12月の年末調整では、住宅借入金等特別控除などを適用する人が多くて、多額の過納額が発生しました。どうしたらよろしいでしょうか？

ベテラン職員B

そうだね。

この過納額は、昨年納めすぎた源泉徴収税額なので、12月分の給与等の支払の際の源泉徴収税額に充当することができるよ。

《納付書 記載例》

※納付税額が0円の場合には金融機関では受理できないので、直接所轄の税務署の窓口又は郵送で提出します。
また、「e-tax」でも提出できます。

経理担当A

でも、12月分の給与に係る所得税等だけでは充当しきれないです。

ベテラン職員B

その場合、1月、2月分の給与等に係る源泉徴収税額に充当することができるけど、それでも過納額を充当しきれない場合には、原則として、過納額を還付する給与所得者別に「年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」を作成して税務署に提出することで、税務署から直接本人に還付されるよ。

ただし、会社(源泉徴収義務者)が年末調整の超過額を従業員等に立て替えて還付済である場合などで、会社が一括して過納額の還付金を代理受領したい場合には、「国税還付金支払内訳書(次葉)」と従業員等からの「委任状」を添付すれば、過納額は一括して税務署から会社に戻付されるよ。

経理担当A

それ以外に添付書類は必要ですか？

ベテラン職員B

一般的には、過納額を還付請求する年分とその翌年分の「給与所得に対する源泉徴収簿」の写しが必要となるけど、税務署から、12月、1月、2月分の納付書の写しと、その納付書に記載されている税額の根拠資料として、給与所得者全員の源泉徴収簿の写し、源泉所得税預り金に関する総勘定元帳の写しなどを請求されることが多いね。

《年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書等 記載例 下記QRコード参照》

【関連法令】所得税法第190条、191条、所得税法施行令第312条、313条

山梨県からのお知らせ



インターネットで簡単・便利！ 県税の納付に『eLTAX』の活用を！

地方税共同機構が運営する『eLTAX』（エルタックス）を利用すると、県税の納付を自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。

納付額が変わらなければ先の先まで予約できる点が便利！

導入した皆様の声

実際にやってみたら簡単だった！

訪問支援でサポートしてもらい導入できました！

こんなメリットが！

- 全ての地方公共団体へ電子納税ができる
- 納付日を指定してダイレクト納付ができる
- 金融機関窓口等へのお出かけ不要
- 納付事務の負担軽減
- 手数料無料

eLTAXについて更に詳しい情報は
《eLTAXホームページ》
<https://www.eltax.lta.go.jp>



事前に登録した金融機関口座を指定して、県税を直接納付（ダイレクト納付）することができます。納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。

複数の地方団体へ一括で電子納税できるため、事務負担の軽減につながり、特に毎月の特別徴収に係る個人住民税の納付に活用すると、とても便利です。

電子納税できる地方税の種類

- ① 個人住民税（特別徴収分） ② 法人県民税 ③ 法人事業税
- ④ 特別法人事業税（地方法人特別税） ⑤ 法人市町村民税
- ⑥ 県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割 など



◆事業所訪問によるeLTAX等の利用開始の支援を行っています◆

- 県では、電子納税の利用推進を強力に進めていくため、税務署、市町村、金融機関等と連携し、職員が事業所を直接訪問してeLTAXやe-Tax（国税電子申告・納税システム）のソフトウェア等のインストールや口座振替依頼書の作成などを支援しています。
- この取り組みにより、これまでに多くの企業・事業所がeLTAX等を導入し、納税事務の効率化を達成しています。
- 皆様におかれましても、是非とも積極的な活用をお願いします。

【問い合わせ先】 山梨県総務部税務課 TEL：055-223-1386

商工業振興資金・新型コロナウイルス対策関係融資のご案内

商工業振興資金とは

県と金融機関が協調して、原則として山梨県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定・長期の資金を融資する仕組みとなっています。

山梨県 商工業振興資金

検索



ご利用いただける方

県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者（個人及び法人）等

新型コロナウイルス対策関係の経済変動対策融資

令和5年12月31日現在

融資名	融資対象	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)
経済危機・災害復旧関係 (セーフティネット保証4号)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として1カ月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月を含む3カ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※実施期間 令和2年3月2日～令和6年3月31日	全部保証 1.4%	0.45% (県の補助後の料率)	設備 5,000万円 10年以内 (1年以内) 運転 5,000万円 10年以内 (1年以内) 一企業限度額 5,000万円
不況業種対策関係 (セーフティネット保証5号)	次のいずれかに該当する中小企業者等 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ①最近3カ月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者 ②直近1カ月の売上高等とその後の2カ月の売上高等を含む3カ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者（3カ月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る） ※指定期間 令和6年1月1日～令和6年3月31日時点 562業種指定	責任共有 償還期間 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	0.4% (県の補助後の料率)	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種は、中小企業庁ホームページでご確認いただけます。 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm または、市町村・商工担当課、県・産業振興課にお問い合わせください。
新型コロナ・物価高騰対応 経営再生融資	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること ②法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること ③次の(1)又は(2) i からviのいずれかに該当すること (1) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 (2) i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少	責任共有 全部保証 1.6%	①・② 0.2% ③ 0.2%～1.15% 新型コロナ関連融資からの借換は、県が保証料の1/2を補助し、 ①・②の場合 0.1% ③の場合 0.1%～0.575%となります。	設備 1億円 10年以内 (5年以内) 運転 1億円 10年以内 (5年以内) 一企業限度額 1億円 一定要件のもと借換可能

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証（金融機関のリスク負担はゼロ）する制度です。
※新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、令和5年10月1日以降の市区町村に対する認定申請分からは、その資金使途を借換に限定しています（新規融資資金のみでの利用は令和5年9月30日で終了）。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。

融資のお申し込み（取扱金融機関）

- 山梨中央銀行 ● 甲府信用金庫 ● 山梨信用金庫 ● 山梨県民信用組合 ● 都留信用組合
- 商工組合中央金庫 ● みずほ銀行 ● りそな銀行 ● 三井住友銀行 ● 三菱UFJ 銀行
- JA北富士 ● JA鳴沢村 ● JAクレイン ● JAフルーツ山梨 ● JAふえふき
- JA山梨みらい ● JA南アルプス市 ● JA梨北 ● JA山梨信連

お申し込みには、財務書類、納税証明書などの書類が必要となります。詳しくは、各金融機関または山梨県産業労働部産業振興課（TEL：055-223-1537）へお問い合わせください。

※金融機関・山梨県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。

「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

融資制度の紹介や、様々な金融に関する相談に、相談員が対応いたします。お気軽にご相談ください。

- 相談日 土曜、日曜、祝日を除く毎日
- 相談時間 午前9時～午後4時（正午から1時までを除く）
- 相談場所 山梨県庁 別館3階（産業振興課内）
- お問い合わせ先 ☎055-223-1554

設備投資に活用できる

参加費 無料

補助金活用セミナーのご案内

日 時	令和6年2月21日(水) 14:00～(受付:13:30～)
会 場	山梨県よろず支援拠点 (甲府市南口町7-20)
定 員	10名

定員になり次第締め切りとさせていただきます。

セミナープログラム

- ◇中小企業生産性革命推進事業(ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金)
- ◇中小企業省力化投資補助事業
- ◇中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
- ◇その他

※セミナー前日までに公表される情報を基に概要等を説明するセミナーになります。

講 師

大輪 駿文 (コーディネーター)

お申し込み方法

「山梨県よろず支援拠点」のホームページより、お申し込みください。

お問い合わせ先

山梨県よろず支援拠点 (担当: 勝村、青木、柳内)
TEL 055-288-8400 FAX 055-288-8405

◇主催: 山梨県よろず支援拠点 協力: 公益社団法人 甲府法人会

よろず支援拠点とは??

「よろず支援拠点」は、国が全国各県に1ヶ所ずつ設置する中小企業・小規模事業者等のための経営相談所です。売上拡大、経営改善、事業承継、働き方改革など、経営上のあらゆるお悩みの相談に何度でも無料で対応しております。

山梨県では「やまなし産業支援機構」がその事業を受託し、やまなし産業支援機構の総合的支援機能と合わせて県内企業の支援を行なっておりますので、是非ご活用ください。



山梨県よろず支援拠点HP

新入会員紹介 (令和5年11月～12月)

(順不同・敬称略)

有限会社 清水貿易

代表者 清水 雅弘
業 種 宝石輸入卸
住 所 甲府市武田2-9-1
TEL 055-254-6565 FAX 055-254-6567

アリイズミ住建

代表者 有泉 重雄
業 種 建築工事
住 所 中央市大鳥居4599-38
TEL 055-267-8446

株式会社 PALS HD

代表者 湯沢 基
住 所 南アルプス市六科1375-1
TEL 055-285-0041 FAX 055-285-0084

株式会社 吉穂工業

代表者 上野 智美
業 種 土木・衛生設備
住 所 甲府市山宮町109
TEL 055-269-9636 FAX 0551-28-4775

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

納税には ダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした
後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定し
て納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、
書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンや
パソコンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバー
カード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダ
ライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅の
パソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略 (注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求めら
れることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス 検索



研修会予定

●決算法人説明会・

インボイス制度説明会

2月 5日 山梨県地場産業セン
ター

3月 11日 甲府市総合市民会館

3月 12日 山梨県流通センタ―

【研修内容】

- 決算の留意点について
- 消費税について
- 源泉徴収事務について
- インボイス制度について

P14の答え

●バズル・四字熟語の答え

- ①：電光石火 ②：立身出世

●7つの間違い探しの答え

- ① 桜(左上)、② 後ろの窓の線(中上)、
③ 炎の向き(右上)、④ 親指(左中)、⑤
キセルの長さ(中央)、⑥ 校姫の着物の
すそ(左下)、⑦ 灰の量(中下)

発行所 公益社団法人甲府法人会

広報委員長 奥水 順彦

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 055-2337-7774

印刷所 株式会社 少國民社

発行日 令和6年1月23日

消費税の 期限内納付を 忘れずに。



消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 ^(※4) (確定申告1回、中間申告不要)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

